

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 4 日

（重要）本事務連絡は，3月4日（金）付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（事務連絡）の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、各都道府県を対象に行われていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく「まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）」について、一部の都道府県における実施期間を変更することとなり、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

措置	都道府県名	期間
期間延長	北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県	～3/21
終了	福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県	～3/6

改定された対処方針に基づき、令和4年3月4日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（事務連絡）」が発出されており、イベントの開催制限等について以下の通り方針が示されておりますが、従前からお知らせしている内容から変更はございません。

重点措置区域である都道府県においては、引き続き、感染防止安全計画（計画の概要については、令和4年2月10日付事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）」を参照されたい。）を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限を20,000人かつ収容率の上限を100%とするとともに、対象者全員検査（対象者（イベント開催等において定められた人数上限（重点措置区域である都道府県全域においては20,000人）を超える範囲の入場者）に対する全員検査（当該検査については、令和4年1月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における『対象者に対する全員検査』の取り扱いについて」等を参照されたい。）を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることが可能です（なお、ワクチン・検査パッケージ制度は、原則として当面適用しないこととされておりますが、都道府県知事の判断により、同制度を適用し、上記を行うことも可能です。）。

併せて、原則、営業時間短縮等の要請を行うことを求めないながら、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とされたことなどが示されているところです。

また、引き続き、特定都道府県及び重点措置区域以外の都道府県においては、安全計画を策定し、都道府県による承認を受けた場合は、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とされています。

各団体におかれましては、これらの内容について改めて御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとなっておりますので、これまでも適切にご対応いただいていると思いますが、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和4年3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第89回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040304.pdf
- ・令和4年3月4日 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第25回）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/taisyo/dai25/gijishidai.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220304.pdf

(新旧対照表)

- https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220304.pdf
- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年3月4日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220304.pdf
- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）（令和4年2月10日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220210.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取り扱いについて」（令和4年1月7日付 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/fulltest_jumurenraku_20220107.pdf

※（参考）ワクチン・検査パッケージについての資料

- ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_031119_1.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei_jisshi.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項について（令和3年11月19日付 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_ryuui_jikou.pdf

- ・外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、使用可能とするワクチンについて（令和3年11月19日付 各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_foreign-government_s_sesshureki.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度の登録対象でない飲食店及びイベント主催者が抗原定性検査を実施する場合における取り扱いについて（令和3年12月22日付 各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_hinshou_20211222.pdf

本件連絡先 文化庁政策課
電話：03-6734-2809(直通)
メール：s-kikaku@mext.go.jp